令和８年 10 月 ８ 日
教育課程企画特別部会
資　料　１　－　２

令和 8 年 10 月 8 日

中央教育審議会初等中等教育分科会

教育課程部会教育課程企画特別部会

主査　貞広斎子　様

全国特別支援教育推進連盟 理事長　岩井雄一

次期学習指導要領等に向けた審議まとめに関する意見

教育課程企画特別部会におかれては、これまで精力的な協議を重ね、審議のまとめを取りまとめられたことに深く敬意を表する。 全国特別支援教育推進連盟は、特別支援教育の振興を目的として、校長会、PTA 連合会、保護者団体、当事者団体等 16 団体で構成されている。今回、意見表明の機会をいただいたことに感謝申し上げる。以下、特別支援教育の立場から意見を述べる。

１　次期学習指導要領の基本的方向性について

審議まとめでは、「主体的・対話的で深い学び」の実装、多様性の包摂、実現可能性の確保という三つの方向性が示されている。これらは、現代の教育課題に対応するうえで妥当な方向性であると評価する。

主体的・対話的で深い学びを実現するためには、授業の在り方の改善とともに、学習指導要領の基準性を柔軟に運用できる仕組みが不可欠である。調整授業時数制度や単位制の柔軟化など、一人一人の子供に応じた教育課程の運営を可能とする提案は、通常の学級における多様な子供への対応に資するものである。

また、実現可能性の確保の観点からは、少人数学級、複数担任制、専科教員、スクールカウンセラー、特別支援教育支援員等の人的配置の拡充が不可欠である。教育現場の条件整備を国として強力に進めることを求める。

２　学習指導要領の表記のわかりやすさについて

審議まとめでは、学習指導要領の構造化、表形式の活用、デジタル化など、教師にとって使いやすい指導要領を目指した改善が示されている。これらは現場の負担軽減に寄与するものであり、評価する。併せて、保護者にとっても理解しやすい指導要領となるよう、説明資料の作成や説明会の実施など、周知のための取組を進めることを求める。

３　教育課程の柔軟化について

子供の多様化に対応するため、教育課程の柔軟化が提案されていることは妥当である。特別支援教育では、個別の指導計画や個別の教育支援計画に基づき、一人一人の子供に応じた指導を行っている。通常の学級においても、これらの考え方を踏まえた柔軟な教育課程の運営が求められる。

多様性の包摂とは、単に多様な子供を受け入れることではなく、それぞれの子供に必要な支援を提供することである。この観点を、通常の学級における教育課程改善の中心に据えるべきである。

4 情報活用能力の向上について

情報活用能力の抜本的向上に向けた教育課程上の位置づけが明確化されつつあることを評価する。特に、障害のある子供への合理的配慮として、情報機器の活用が通常の学級においても必要であることを、指導要領上明確に示すことを求める。

5 特別支援教育および特別支援学校学習指導要領について

(1)基本的な考え方

特別支援教育の本質として、子供が授業内容を理解し、学習活動への参加を通して達成感を得ながら、生きる力を身につけていくという視点が明確に示されたことを評価する。

また、障害の捉え方として医学モデルと社会モデルを統合し、学校における社会的障壁の除去を重視したことは、すべての学校で特別支援教育を進めるうえで重要である。

特別支援学校においては子供の指導の特性を踏まえ、学校の教育課程や個別の指導計画などを保護者と共有し、共に子どもの発達を支援していくことが重要であり、保護者への周知を図ることに努める。

(2)幼・小・中・高における改善方向

重層的な指導・支援の考え方に基づき、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校の連続性ある学びの場を柔軟に選択できる仕組みが示されたことは妥当である。

合理的配慮と基礎的環境整備の充実は、多様性の包摂を進めるうえで不可欠であり、学校現場での具体化を強く求める。

6 通級による指導の改善

通級による指導の在り方について、校内委員会や個別の指導計画等に基づき子供のニーズを把握することが示されたことは妥当である。巡回指導の拡充や通級指導教室の増設は急務である。

また、合理的配慮の観点から、教科等の目標・内容の一部を障害の状態に応じて調整できる特例的扱いは、現場のニーズが高いと考える。ただし、通級の趣旨を踏まえ、慎重な運用が求められる。

軽度の知的障害のある子供の通級利用ニーズについては、今回の特例との関係性を明確にする必要がある。

7　特別支援学級について

特別支援学級は 7 障害種を対象としており、特に知的障害、自閉症・情緒障害の学級数が多い。その他の障害種の学級も全国的に一定数設置されており、専門性の確保のため、研修や医療機関との連携、専門員配置の充実を求める。

8　特別支援学校について

知的障害のある子供の増加に加え、障害の程度の幅が広がっている。重度から軽度までの多様な子供に対応するため、学部・段階の目標や内容をより細分化して示すことが求められる。

情報活用能力の強化を教科の目標・内容として位置づけ、授業時数を確保することは妥当である。

自立活動の充実について、子供主体の視点、教科との関連、指導計画の負担軽減などの提案を支持する。

障害種ごとの配慮事項は、通常の学級でも有用であり、全教員への周知を求める。

高等部の充実については、産業界の変化に対応しつつ、保護者・本人の多様なニーズに応える教育内容の検討が必要である。

交流及び共同学習は自治体によって差がある。インクルーシブな学校運営モデル事業の成果を踏まえ、校舎・敷地の共有など自然な交流を促す取組を推進することを期待する。

特別支援学校のセンター的機能はニーズが高く、特別支援教育コーディネーターを専任で複数配置するなど、体制強化を求める。

まとめ

審議まとめは、多様な子供への対応を重視し、学習指導要領の柔軟化や合理的配慮の明確化など、特別支援教育の観点から評価できる内容が多い。今後、これらの趣旨が教育現場で確実に実現されるよう、国・自治体による人的・物的環境整備、研修の充実を強く求める。

以上